第1章 計画の概要

1計画の背景

法第6条及び条例第9条の規定に基づく「空家等対策計画」を策定

2計画の目的

市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、地域の活性化に寄与する

3 計画の基本理念

空家等の所有者等と市、市民、市民活動を行う団体、事業者等が、相互に連携を図り、空家等の発生を予防・抑制、有効活用、適正な管理に取り組み、安心・安全なまちの実現を目指す

4 計画の期間

平成29年度~平成32年度までの4年間 (見直し後は5年間、適宜見直し)

第2章 空家等の現状等

1 空家等の現状

全 国 住宅数 6,063万戸 空家数 820万戸 空家率 13.5% 青森県 住宅数 586,300戸 空家数 81,200戸 空家率 13.8% 平川市 住宅数 11,710戸 空家数 1,480戸 空家率 12.6%

(総務省:平成25年住宅・土地統計調査)

2 実態調査

平成28年度平川市空家等実態調査結果(平成29年2月) 現況調査件数 1,478件 ⇒ 空家と思われる件数 722件 意向調査、指導履歴等から 空家数 ⇒ **465件** (空家率3.6%)

3 相談受付状況

平成29年2月までに寄せられた空家等の相談や通報件数 57件 苦情内容の多くは、隣接している空家等のがれきの飛散による防災上の不安 や雑木、雑草の繁茂による通行人や隣家への悪影響の危惧

4 空家等の要因・背景

- (1)所有者等
- ・管理者意識の希薄化 ・遠方に居住し、実態を把握していない
- ・経済的負担(費用が工面できない) など
- (2)地域
- ・所有者等に働きかけることに抵抗がある
- ・近隣との付き合いがない など
- (3)市場
- ・需要と供給のミスマッチ ・新築住宅の供給が中心など
- (4)法制度
- ・固定資産税の住宅用地特例により除却が進まない
- ・除却すると土地の固定資産税が上がる など

5 空家等が引き起こす問題

- ■近隣への悪影響(倒壊の危険・環境悪化など)
- ■地域全体への悪影響(防災・防犯上の危険・景観悪化など)
- ■空家等の増加に伴う地域活力の低下、過疎化・空洞化等の懸念
- ■将来の人口減少から、空家等のさらなる増加による問題の増大 など

平川市空家等対策計画の概要

- 空家等対策の効果を検証し、その結果をふまえ計画を見直し
- ○状況の変化等に的確かつ柔軟に対応

第3章 空家等対策に関する基本的な方針

1 計画の方向性

市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、地域の活性化を目指し、今後、各種対策を検討しながら「総合的な空家等対策」に取り組みます。

2 計画の目標

- (1)快適な住環境の保全
- (2)安全で安心なまちづくりの推進
- (3) 空家等を活用した移住・定住の促進

3計画の対象とする地区

市内全域

4計画の対象とする空家等の種類

法第2条第1項で規定する「空家等」

(法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。)

5 実施体制および相談体制

空家等相談の窓口を3地域に設置し、各関係課で関係法令に基づき対応を進めていく体制を確立

(1)市民相談窓口

平賀地域・・・総務部総務課、葛川支所(東部地区)

尾上地域……尾上総合支所 市民生活課

碇ヶ関地域・・・碇ヶ関総合支所 市民生活課

(2)庁内体制

都市計画課(統括)***老朽建築物(倒壊危険)、景観

総務課・・・防犯・防災(犯罪誘発、がれき飛散等)、火災予防等

土木課・・・市道通行障害等

農林課・・・農道通行障害等

市民課・・・ごみ、環境(不法投棄、雑草繁茂、臭気、害虫等)

企画財政課・・・利活用(空家・空地バンク、移住・定住)

(3)協議会

空家等対策協議会を条例第18条で規定し、設置

空家等対策の専門性や公平性を高めるための役割

- ・特定空家等の認定や措置命令に関する協議
- ・空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議 など

参考資料

- ○空家等対策の推進に関する特別措置法
- 〇空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則
- 〇平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例
- 〇平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例施行規則

第4章 空家等対策の基本的施策

1対策の方向性と基本的な施策

(1)発生予防・抑制

問題が深刻化する前の早期対応、空家等を発生させない「発生予防・抑制」

(2)適切な管理

- ・所有者等への啓発及び適切な管理に関する情報提供
- ・所有者等への適切な管理に関する支援制度の検討

(3)有効活用

- ・利活用に関する情報提供、支援制度の検討
- ・空家バンク制度などの流通促進対策の検討

(4)除却

- ・除却に関する支援制度の検討
- ・法第14条の規定に基づく措置

(5)推進体制の構築

- ・庁内実施体制及び連携の強化
- ・協議会による公平・公正な判断の確立
- ・関係機関、団体等との連携・連絡調整

(6)それぞれの連携した取り組み

所有者等、地域(市民)・事業者等・行政が連携した取り組みを実施

第5章 法に基づく措置等

1 特定空家等に対する措置等

- (1)特定空家等の判断基準 ⇒「平川市特定空家等判断基準」により判定
- (2)行政の関与の要否の判断
- (3)特定空家等に対する措置(3 特定空家等に対する措置等の流れ(概要)参照)

2 特定空家等に対する措置を講ずるに際しての判断要素等 [特定空家等に対する措置の判断要素]

- ・周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
- ・悪影響の程度と危険等の切迫性
- 上記、各項目を勘案して総合的に判断

[基本的な方針]

- ・適切な管理を促進するため、情報の提供、助言その他必要な援助を実施
- ・助言又は指導及び勧告に至るまでに、自主的解決を促す

3 特定空家等に対する措置等の流れ(概要)



4 その他空家等に関する対策の実施について関連する事項

- (1)空家等の所有者等への情報提供や啓発
- (2)特定空家等に対する他法令による諸規制等
- (3) 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策
- (4)その他